

## 杉並区健康医療計画改定案の修正一覧について

### 1 改定案の修正状況

改定案名称	区民等意見 の項目数	区民等意見 による修正	その他の 修正	計
杉並区健康医療計画	23	4	28	32
計	23	4	28	32

### 2 改定案の修正一覧

次ページ以降のとおり

(区民等意見による修正は網掛けで記載。「頁」欄の記載の数は、別紙4の計画における該当ページ)

## (1) 杉並区健康医療計画修正一覧

※網掛けの部分は、区民等意見による修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	31	第3章	施策1の【1】 区民と進める健康づくりの推進 (1) 健康づくりの総合的な推進 3年間の取組	また、現行の歩数アプリを見直し、歩数・検(健)診の受診・各種健康イベント参加などに応じたポイントを付与するほか、健康情報の配信など、総合的な健康アプリを導入します。	また、現行の歩数アプリを見直し、歩数・検(健)診の受診・各種健康イベント参加などに応じたポイントを付与するほか、健康情報の配信など、 <u>多くの方が利用できる総合的な健康アプリを導入します。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号8-2】
2	34	第3章	施策1の【1】 区民と進める健康づくりの推進 (5) 健康づくりに取り組む団体の育成・支援 3年間の取組	健康づくりリーダーの会では、積極的に健康づくりに関してリーダーが個々に活動して、区民の健康づくりに寄与する活動を行っており、区では引き続き支援を行っていきます。	健康づくりリーダーの会では、積極的に健康づくりに関してリーダーが個々に活動して、区民の健康づくりに寄与する活動や区民の健康寿命を <u>延ばせるような活動を行っており、区では引き続き支援を行っていきます。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号6】
3	37	第3章	施策1の【2】 健康づくりを支援する社会環境の整備と質の向上 (2) 自然に健康になれるまちづくり 概要	地域懇談会等での区民の意見を取り入れながら、まちづくり推進を実施するとともに、気軽に健康づくりに取り組めるよう公園の健康遊具の活用推進に取り組みます。 「杉並区産MaaSシステム※」の活用、～略～	「誰でも、気軽に、使いやすい」というユニバーサルデザインの考え方に <u>基づくまちづくりを総合的に推進します。</u> また、気軽に健康づくりに取り組めるよう公園の健康遊具の活用推進に取り組みます。 杉並区産MaaSシステム※ 「ちかくも」の活用、～略～	適切な記述に修正
4	37	第3章	施策1の【2】 健康づくりを支援する社会環境の整備と質の向上 (2) 自然に健康になれるまちづくり 3年間の取組	ユニバーサルデザインのまちづくりが進められ、誰もが気軽に出かけることができる、暮らしやすく快適で魅力あるまちづくりを進めていきます。また、各地域の特色にあった、まちの魅力をさらに高め、区民・事業者・行政が共有する、「まちづくり方針」の策定に向けて取り組みを進めるとともに、整備計画を推進します。	「人生100年時代」の健康長寿社会に向け、 <u>子供や若者を含め、地域を超えて生涯を通じた健康づくりを進めるため、誰もが健康に外出したり、まちをストレスなく移動することができるようユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。</u>	適切な記述に修正
5	39	第3章	施策1の【3】 食育活動の推進 (1) 食育の普及啓発 目標及び指標	主食・主菜・副菜をそろえて食べる者の割合 目標 令和9年度(2027) 55.0% 令和12年度(2030) 60.0%	主食・主菜・副菜をそろえて食べる者の割合 目標 令和9年度(2027) <u>70.0%</u> 令和12年度(2030) <u>80.0%</u>	誤記による修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
6	42	第3章	施策1の【4】 生活習慣病予防 対策の推進(1) 区民健康診査の 実施 3年間の取 組	③ 成人等健康診査 成人等健康診査を実施しま す。	③ 成人等健康診査 成人等健康診査を実施しま す。 <u>また、30歳代の成人等健 康診査のうち杉並区国民健康 保険加入者に対し受診勧奨を 行うとともに、医療保険に加 入していない生活保護受給者 等に対する受診勧奨を福祉事 務所と連携して実施していま す。</u>	適切な記述に修正
7	44	第3章	施策1の【4】 生活習慣病予防 対策の推進(4) 生活習慣病予防 の普及啓発 目 標及び指標	喫煙による健康影響として COPDを知っている者の割合 現状値 39.4% (令和4年度)	喫煙による健康影響として COPDを知っている者の割合 現状値 39.4% (令和5年度)	誤記による修正
8	48	第3章	施策1の【5】 心の健康づくり の推進(4) うつ 病対策の推進 注釈	※ ゆりかご面接：妊娠期か ら保健師等の専門職が関わり 、一緒に育児プランを作成 する事業	※ ゆりかご面接：妊娠期か ら保健師等の専門職が関わり 、一緒にセルフプランを作 成する事業	適切な記述に修正
9	52	第3章	施策2	出産・子育てに関する不安を 軽減するとともに、産前・産 後の支援を図り、母子保健を 含む、健康づくり支援の充実 を図ります。	出産・子育てに関する不安を 軽減するとともに、産前・産 後の支援を図り、 <u>妊娠期から 母子の健康づくりを引き続き 推進していきます。</u>	適切な記述に修正
10	53	第3章	施策2の現状と 課題	生涯にわたる健康の基礎を作 るため、母子保健事業におけ る保健指導や学校における健 康教育等を通じて、体力の基 礎と案る基本的な生活習慣の 改善・定着や心の健康づくり を進めていくことが重要です。 また、胎児期からの健康づく りを進めるために、 <u>地域で安 心して妊娠・出産・育児をす ることができるよう、出産・ 子育て相談支援事業(ゆりか ご事業)を通して、妊娠期か ら保健師等の専門職がかかわ り、ゆりかご面接や産後ケア 事業、すこやか赤ちゃん訪問 などを行い、母子保健を含む 健康づくりの支援の充実を図 ります。</u>	生涯にわたる健康の基礎を作 るため、保健指導や学校にお ける健康教育等を通じて、体 力の基盤となる基本的な生活 習慣の改善・定着や心の健康 づくりを進めていくことが重 要です。また、胎児期からの 健康づくりを進めるために、 <u>妊 娠期から保健師等の専門職が 関わり、母子保健を含む、健 康づくりの支援の充実を図り ます。</u>	適切な記述に修正
11	54	第3章	施策2 成果指標の現状 と目標値	今後もこの地域で子育てをし たいと思う親の割合【乳幼児 健康診査時アンケート】 現状値 95.1	今後もこの地域で子育てをし たいと思う親の割合【乳幼児 健康診査時アンケート】 現状値 97.1	誤記による修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
12	54	第3章	施策2の成果指標の現状と目標値 指標名	(3) 地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合【区民意向調査】 現状値 47.0% 《5年度》	(3) 地域活動・ボランティア活動・働いている高齢者の割合【区民意向調査】 現状値 <u>50.1%</u> 《5年度》	誤記による修正
13	56	第3章	施策2の【1】子どもの健康づくりの推進事業の方向性	<u>出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)を通して、</u> 妊産期から保健師等の専門職がかかわり、～略～	妊産期から保健師等の専門職が <u>関わり</u> 、～略～	適切な記述に修正
14	56	第3章	施策2の【1】子どもの健康づくりの推進 (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援 概要	妊娠を望む夫婦が望む時期に安心して妊娠・出産ができるように、相談体制及び財政的支援を実施します。	妊娠を望む夫婦等が望む時期に安心して妊娠・出産ができるように、相談体制及び財政的支援を実施します。	適切な記述に修正
15	57	第3章	施策2の【1】子どもの健康づくりの推進 (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくりに対する支援 3年間の取組	② 不妊相談等の実施 妊娠を望む夫婦や不妊に悩む夫婦が気軽に利用できる講座・専門相談等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。	② 不妊相談等の実施 妊娠を望む夫婦等や不妊に悩む夫婦等が気軽に利用できる講座・専門相談等を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図ります。	適切な記述に修正
16	57	第3章	施策2の【1】子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実概要	妊産期から保健師等の専門職がかかわり、一緒にセルフプランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業等の出産・子育て相談支援事業(ゆりかご事業)を行い、母子保健を含む、健康づくりの支援の充実を図ります。	妊産期から保健師等の専門職が <u>関わり</u> 、一緒にセルフプランを作成するゆりかご面接や、産後の身体的回復と心理的な安定を促進する産後ケア事業、 <u>生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問するすこやか赤ちゃん訪問などの産前・産後の支援と経済的支援を合わせて行い、妊産期から子育て期の切れ目のない伴走型相談支援の充実を図ります。</u>	適切な記述に修正
17	57	第3章	施策2の【1】子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	妊娠・出産後の健康な生活に向けた正しい知識の普及や、保健師等の専門職による相談・支援等を行い、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。また、出産後は保護者が健康で安心して子育てができ、乳幼児が健やかに成長できるよう、母子保健サービスを含む、健康づくりの支援を総合的に推進します。	妊娠・出産後の心身の健康な生活に向けた正しい知識の普及や、保健師等の専門職による相談・支援等を行い、安心して妊娠・出産できる環境整備を推進します。また、出産後は保護者が健康で安心して子育てができ、乳幼児が健やかに成長できるよう、 <u>妊産期から切れ目のない母子保健サービスと子育て支援サービスを総合的に推進します。</u>	適切な記述に修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
18	57	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	① ゆりかご面接の実施 その後の育児までも見通した セルフプランを作成する「ゆりかご面接」 ～略～ 面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券(ゆりかご券)」を交付します。	① ゆりかご面接の実施 その後の育児までも見通した <u>セルフプラン(ゆりかごプラン)</u> を作成する「ゆりかご面接」 ～略～ 面接後には、妊娠期から利用できる「子育て応援券(ゆりかご券)」を交付するとともに、 <u>経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。</u>	適切な記述に修正
19	57	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	③妊産婦健康診査の実施 妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。	③妊産婦健康診査の実施 妊婦健康診査のほか、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を実施し、安全・安心に妊娠から出産後まで過ごせるよう支援の充実を図ります。 <u>また、低所得等の妊婦に対する初回産科受診に要する費用の助成により、経済的な負担を軽減することで、妊娠早期の段階から妊婦に寄り添い、必要な支援につなげる取組を充実させます。</u>	適切な記述に修正
20	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組		⑤ <u>新生児聴覚検査</u> 新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。聴覚の異常を早期に発見し、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられるよう、適切な治療や支援につなげます。	記載追加
21	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑤ すこやか赤ちゃん訪問の実施	⑥ すこやか赤ちゃん訪問の実施	適切な記述に修正
22	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑤ 訪問育児サポーター事業の実施	⑦ 訪問育児サポーター事業の実施	適切な記述に修正
23	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進 (2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑦ あそびのグループ事業の実施 これらの活動を通じて保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、 <u>幼稚園や療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。</u>	⑧ あそびのグループ事業の実施 これらの活動を通じて保護者の子どもへの関わり等について助言を行うとともに、 <u>療育機関等への円滑な通所に向けた支援を図ります。</u>	適切な記述に修正

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
24	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進(2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑧ 乳幼児健康診査等の実施 乳幼児の病気や身体発育・精神障害の問題等を早期発見・早期対応し、 ～略～ 保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。	⑨ 乳幼児健康診査等の実施 乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等を早期発見・早期対応し、 ～略～ 保護者の育児不安を軽減できるよう適切な保健指導や必要な育児支援を行います。 <u>また、歯と口腔の健康づくりを進めるため、乳幼児歯科相談及び1歳6か月児、3歳児における歯科健康診査を実施します。</u>	適切な記述に修正
25	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進(2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑨ 育児相談・離乳食講習会等の実施	⑩ 育児相談・離乳食講習会等の実施	適切な記述に修正
26	58	第3章	施策2の【1】 子どもの健康づくりの推進(2) 母子保健の充実 3年間の取組	⑩ 多胎児家庭支援事業の実施	⑪ 多胎児家庭支援事業の実施	適切な記述に修正
27	64	第3章	施策2の【2】 成人期における健康づくりの推進(1) 職域との連携推進・働く人への健康支援 目標及び指標	生活習慣病予防が認知症予防につながることを知っている者の割合 現状値 63.0% (令和6年度)	生活習慣病予防が認知症予防につながることを知っている者の割合 現状値 <u>66.1%</u> (令和6年度)	誤記による修正
28	79	第3章	施策3の成果指標の現状と目標値	(1)がんの75歳未満年齢調整死亡率 目標値 9年度(2027) 男60.5 9年度(2027) 女51.1 12年度(2030) 男55.0	(1)がんの75歳未満年齢調整死亡率 目標値 9年度(2027) 男 <u>65.1</u> 9年度(2027) 女 <u>50.4</u> 12年度(2030) 男 <u>57.4</u>	誤記による修正
29	81	第3章	施策3の【1】 がんの一次予防の推進(2) がんの原因となるウイルス等への感染対策の推進 概要	また、子宮頸がんの原因と考えられているヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の予防等として、HPVワクチン接種の勧奨と接種の効果や副反応などの情報提供を適切に行います。	また、子宮頸がんの原因と考えられているヒトパピローマウイルス(HPV)感染症の予防等として、 <u>男性についてもHPVワクチン接種の機会を確保し、</u> 接種の効果や副反応などの情報提供を適切に行います。	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、追加記載【意見番号4・5】

No	頁	章	項目	改定案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
30	93	第3章	施策4の【2】 救急医療体制の 充実(2)急病診 療体制の確保 3 年間の取組	病院・診療所の休診日等に対 応しながら、医師会、関係病 院と協議し、急病診療事業の 充実や小児病床確保による小 児救急医療体制の充実につい て検討します。	病院・診療所の休診日等に対 応しながら、医師会、関係病 院と協議し、 <u>急病診療事業の 充実を図ります。また、区内 の都指定二次救急医療機関 (小児科)に対し、日中・夜 間の救急診療、及び地域の医 療機関からの紹介受診に専門 的に対応するために必要な医 師の確保を目的とした支援を 行うことにより、小児救急医 療体制を維持・確保します。</u>	適切な記述に修正
31	97	第3章	施策4の【4】 在宅医療体制の 充実(1)在宅療 養者への支援の 充実 3年間の取 組	在宅医療に関する相談を 「在宅医療相談調整窓口」に おいて受け付けるほか、在宅 医療を実施している医療機関 等の情報を「在宅療養ブック」 などを通じて周知しま す。 また、在宅療養者の一時的 な受け入れを行っている後方 支援病床の協力病院等と連携 して、在宅医療の関係者に後 方支援病床の周知を図りま す。	「在宅医療相談調整窓口」に おいて、専門の相談員が区民 等から在宅医療に関する相談 を受け付けた上で、相談内容 に応じて在宅医療を実施して いる医療機関等の情報を提供 するほか、在宅療養者の一時 的な入院に関して医療機関と の調整を行うなど、関係機関 と連携しながら在宅療養者を 支援します。 また、在宅医療を実施して いる医療機関等の情報を「在 宅療養ブック」などを通じて 区民等に広く周知するととも に、在宅療養者の一時的な受 け入れを行っている後方支援 病床の協力医療機関等と連携 して、在宅医療の関係者に後 方支援病床の周知を図りま す。	区民等の意見提出手続による 意見を踏まえ、追加記載 【意見番号15-2】
32	105	第3章	施策5の【2】 感染症対策の推 進(2)感染症予 防計画の施策推 進 概要	また、令和6(2024)年度に 医療関係機関と締結した連携 協定に基づき、連携を強化し ます。	また、令和6(2024)年度に <u>東京都と医療関係機関が締結 した連携協定に基づき、連携 を強化します。</u>	適切な記述に修正